すぐに発見できた場合には クーリング・オフ

訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解除できる「クーリング・オフ」（頭を冷やす）という制度があります。

契約書面を受け取った日から**8日間以内**に、書面で通知をします（いわゆるマルチ商法・内職商法は20日間）。

はがきは両面をコピーして、**特定記録郵便**にし、送付した証拠を残します（以下の記載例参照）。

クレジット契約があるときは、必ずクレジット会社にも同様にはがきで通知します。

もし、被害の発見がクーリング・オフ期間を過ぎていても、あきらめないで、すぐに消費生活センター（消費生活相談窓口）へ相談をしてください。

［書面での通知の例］

契約解除通知

契約年月日　平成○年○月○日
商品名　○○○○○○○○
金額　○○○○円
販売会社名　○○○○株式会社
・右契約を解除します。
・支払った○○○円を早急にお返し下さい。
・商品はすみやかにおひきとり下さい。
平成○年○月○日
住所　○○○○○○○○
氏名　○○○○○○○○

郵便はがき
□□□-□□□□
○○県○○市○○町
○丁目○番○号
○○○○株式会社
代表者　様

書いてみよう!クーリングオフはがき

郵便はがき
□□□-□□□□
50 nippon
宛先は業者。クレジット契約がある場合はクレジット会社にも。
業者の住所

通知する内容
契約年月日
契約した商品名
契約した金額
契約した業者
契約を解除する主旨
ハガキを記入した日
契約した本人の住所・氏名

具体的な事例を通して考えてみよう

「7ページ 事例② 消費生活センターのチラシを話題にしたら…」

登場人物

民生委員 山川幸子さん
坂上さん（72歳、男性）

［場面設定］坂上さんのご自宅に定期訪問する民生委員の山川さん。ふたりは玄関先で楽しく会話をしています。

民生委員：坂上さん、お久しぶりです。その後、いかがですか？

坂上さん：はい。おかげさまでとても体調が良いんですよ。

民生委員：それは良かったですね。

坂上さん：（うれしそうに）そうそう、山川さん。このあいだ電話で、上場間近な株の話があってね。上場したら必ず儲かるっていうんですよ。「エコロジー」関連の株で、これから伸びていく分野だから、有望なんだってさ。ついさっきまで若い男の人が家に来てね、詳しく説明してくれていたんだよ。

民生委員：そうなんですか。（チラシを見せながら）坂上さん、そういえば昨日、消費生活センターからお知らせが届いていましてね。その中に、上場間近と勧誘されて株を買ったけど、いまだに上場しないという未公開株の被害が多いっていう記事があったんですよ。

坂上さん：（びっくりした様子で）ほう。でも、私のは違うから心配ないよ。

民生委員：そうですか…なんだかとても巧みな手口で誘ってくるそうですよ。

坂上さん：そうなの、巧みな手口ねぇ。私はさっきの人にパソコンの画面を見ながら説明してもらったけど、世界的に有名な先生が地球規模で取り組んでいる会社だったけどねぇ。どうしたらいいかねぇ…

迷ってしまった坂上さん。あなたが民生委員山川幸子さんの立場だったら、どのようにアドバイスしますか？役割演技の後、皆さんで話し合ってみましょう。

↓ 話し合いのヒントは7ページ